

手続きのご案内（転出）

手続	必要なもの	担当窓口
□ 転出届	○届出人の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等） ○委任状（代理人の場合）	市民課 市民係 (本庁1階) TEL:0968-43-1169 ・ 各市民センター 市民係
□ マイナンバーカードまたは住民基本台帳カード	○マイナンバーカードまたは住民基本台帳カード（国外に転出する場合）	
□ 国民健康保険	○国民健康保険証 ○限度額適用認定証、標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証等(お持ちの方のみ) ※就学や、住所地特例該当施設に入所等のために転出する人は、別途手続きが必要になります。また状況により必要書類が異なりますので、右記までお問い合わせください。 ○高額療養費支給申請書兼口座登録申請書 世帯主が異動したとき（該当者のみ）	国保年金課 国民健康保険係 (本庁1階) TEL:0968-43-1527 ・ 各市民センター 市民係
□ 後期高齢者医療保険	○後期高齢者医療保険証 ○限度額適用認定証、標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証等(お持ちの方のみ) ※県外転出される人には後期高齢者医療負担区分等証明書をお渡しします。転出先に提出してください。	国保年金課 後期医療年金係 (本庁1階) TEL:0968-43-1576 ・ 各市民センター 市民係
□ 児童手当の消滅届 対象：中学生以下の子さんがいる人（公務員は職場での手続きになります。）	※お子さんが転出される場合は、別居監護申立書の提出が必要です。（申立書の用紙は手続き窓口に準備しています。） ※転出先へ所得額・税控除額が確認できる「所得・課税証明書（市県民税課税台帳記載事項証明書）」の提出が必要です。手続きの際にご案内します。 ※「所得・課税証明書」「住民票の写し」については、マイナンバーの記載により省略可能となる場合があります。	子ども課 児童家庭係 (本庁1階) TEL:0968-43-1514 ・ 各市民センター 市民係
□ 子ども医療費 対象：高校三年生相当年齢以下のお子さんがいる人	○子ども医療費受給資格者証	
□ 児童扶養手当・ひとり親家庭等医療費	○児童扶養手当証書 ○ひとり親家庭等医療費受給資格証 ※状況により必要な書類が異なるため、右記までお問い合わせください。	
□ 退園（保育園・幼稚園・認定こども園）	○退園届が必要です。 (QRコードからの手続きも可能です。) ※継続して入所希望の方は、2ヶ月前までに転出先の市町村での手続きが必要になります。	子ども課 保育係 (本庁1階) TEL:0968-43-1514 ・ 各市民センター 市民係
□ 転校（市立小・中学校）	※転出手続き後、市民課及び各市民センター窓口で発行する転出学通知書を教育委員会、小・中学校へ持参してください。 ※市内の小・中学校から発行された在学証明と教科用図書給与証明書を転出先の学校へ持参してください。	学校教育課 学校指導室 (本庁4階) TEL:0968-43-1391
□ 身体障害者手帳 療育手帳 精神障害者保健福祉手帳	○該当する手帳 ○印鑑 ※状況により手続きが異なるため、右記までお問い合わせください。	
□ 重度心身障害者医療費受給資格者資格喪失届	○重度心身障害者医療費受給資格者証 ○印鑑	福祉課 障がい福祉係 (本庁1階) TEL:0968-43-0052 ・ 各市民センター 市民係
□ 特別障害者手当 障害児福祉手当	※状況により手続きが異なるため、右記までお問い合わせください。	
□ 特別児童扶養手当	※状況により手続きが異なるため、右記までお問い合わせください。	



<input type="checkbox"/> 障害福祉サービス	※サービスにより手続きが異なるため、右記までお問い合わせください。	福祉課 障がい福祉係 (本庁1階) TEL:0968-43-0052
<input type="checkbox"/> 自立支援医療費（更生医療・精神通院・育成医療を受けている人）	※転出先で手続きが必要になります。詳しくは、転出先の担当課までお問合せください。	各市民センター 市民係
<input type="checkbox"/> 妊娠健康診査受診券	※山鹿市の妊娠健康診査受診券は使えなくなりますので、転出先にご持参の上、手続きをしてください。	健康増進課 健康増進係 (山鹿健康福祉センター内) TEL:0968-43-0050
<input type="checkbox"/> 介護保険 (要介護認定を受けていた人)	※山鹿市から発行された介護保険受給資格証明書を転出先へ提出してください。 ※転出先の住所が介護保険住所地特例該当施設(特別養護老人ホームなど)の場合は右記までお問い合わせください。	長寿支援課 長寿総務係 介護サービス係 (本庁1階) TEL:0968-43-1180
<input type="checkbox"/> 介護保険料の還付金手続き	○本人名義の通帳	各市民センター 市民係
<input type="checkbox"/> 市営住宅の退去	※市営住宅部署での手続き後、転出届を市民課へ提出してください。 対象者が名義人か同居人かで手続き内容が変わります。 詳しくは、右記までお問い合わせください。	都市整備課 住宅政策室 (本庁2階) TEL:0968-43-1591
<input type="checkbox"/> 上水道 下水道	※上水道をご利用の人は、「水道局お客様サービスセンター（0968-43-1161）」に連絡してください。 ※下水道をご利用の人は、窓口で手続きが必要です。	市民課 市民係 (本庁1階) TEL:0968-43-1169
<input type="checkbox"/> 飼い犬	なし ※本市から発行した鑑札と注射済票を転出先へ提出してください。	環境課 環境政策係 (環境センター内) TEL:0968-43-7211
<input type="checkbox"/> 市営墓地（市営墓地を利用・管理している人）	○印鑑 ○墓地利用許可証（失くされた方は、環境課窓口でお伝え下さい。） ○新しい住所の住民票の写し（転出先の市民課で交付） ○手数料200円	環境課 環境政策係 (環境センター内) TEL:0968-43-7211
<input type="checkbox"/> 原付・小型特殊自動車標識返納（125cc以下のバイク・ミニカー等をお持ちの人）	○所有者のナンバープレート 	市民課 市民係 (本庁1階) TEL:0968-43-1169
	必要書類・申告書等は 窓口またはHPで確認できます。	各市民センター 市民係

※各市民センターのお問い合わせ先

- 鹿北市民センター 市民係 TEL:0968-32-3111
- 菊鹿市民センター 市民係 TEL:0968-48-3111
- 鹿本市民センター 市民係 TEL:0968-46-3111
- 鹿央市民センター 市民係 TEL:0968-36-3111